



藤井社会保険労務士事務所 事務所だより

ニュースレターの日付
2012年9月(第6号) 1号

ようやく暑さもおさまり、秋らしい日が多くなってきましたね。

「事務所だより9月号」をお届けします。日常の業務にお役立ていただければ幸いです。掲載内容に関してご不明な点があれば、どうぞお気軽に当事務所までお問い合わせください。

この号の内容

- 1 高年齢者雇用安定法が改正になります
- 2 最低賃金守ってますか？
- 3 厚生年金保険の保険料がアップします
- 4 当事務所から

高年齢者雇用安定法が改正になります

高年齢者雇用安定法では、定年の定めをしている会社について、その雇用する高齢者の65歳までの安定した雇用を確保するために①定年年齢の引き上げ(65歳以上)、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止のどれかを講じることが義務づけられています。このうち②の継続雇用制度について、平成25年4月1日より法改正が行われ、各会社はこれまでに以上に高年齢者雇用への対応を求められます。改正は半年後ですが、早めに改正のポイントをおさえ準備を進めましょう。

■ 改正ポイント1 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止

継続雇用制度の対象となる高齢者について、会社が労使協定により継続雇用の基準を決め、対象者を限定できましたがその仕組みが廃止されます。今後は希望する高齢者全員を継続雇用することが会社に求められます。

■ 改正ポイント2 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大

継続雇用制度の対象となる高齢者が雇用される企業の範囲を、グループ企業まで拡大する仕組みが設けられました。

■ 改正ポイント3 義務違反の企業に対する公表規定の導入

高年齢者雇用確保措置義務(①定年年齢の引き上げ(65歳以上)、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止)に関する勧告に従わない企業名を広報する規定が設けられました。

【詳しいパンフレットはこちらをクリック】



http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/koureisha/topics/dl/tp0903-gaiyou.pdf

最低賃金守ってますか？

最低賃金をご存じですか。最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定めており、会社はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとされています。仮に最低賃金額よりも低い賃金を労働者、会社双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものとされます。そのため、最低賃金未滿の賃金しか支払わなかった場合には、最低賃金額との差額を支払わなくてはなりません。法律違反の場合には罰則がありますので注意が必要です。

最低賃金は地域別に定められておりますが、ほとんどの都道府県で本年10月より改定となります。（東京都 850 円、大阪府 800 円など）

【地域別最低賃金一覧はこちらをクリック】



http://pc.saiteichingin.info/table/page_list_nationallist.html



厚生年金保険の保険料がアップします

厚生年金保険料の額は、標準報酬月額×保険料率で計算され、会社と社員で半分ずつ負担します。保険料率が平成 24 年 9 月分（同年 10 月納付分）から 0.354%（坑内員・船員は 0.248%）引き上げられ、16.766%（坑内員・船員は 17.192%）になりました。今回、改定された厚生年金保険の保険料率は、平成 24 年 9 月分（同年 10 月納付分）から平成 25 年 8 月分（同年 9 月納付分）まで適用されます。給料計算をする際には、改定後の金額になっているか注意しましょう。

*標準報酬月額：基本給と各種手当を加えたものを 1 等級から 30 等級までの等級表にあてはめ、その等級に該当する月額をいいます。つまり各自の給与額を等級づけしたものです。

当事務所から



事務所だより 9 月号はいかがでしょう。
近頃、運動会や体育祭など、スポーツに関するイベントがちらほら開催されるようになりました。秋はスポーツをするのに最適な季節ですね。日頃の運動不足解消のためにも、この秋から何か始めてみようかと考えています。

藤井社会保険労務士事務所

〒107-0062 東京都港区南青山 2-22-14 フォンテ青山 606 号
（社会保険労務士法人アシスト 21 内）

TEL 03-3478-0290 FAX 03-6804-2958

Email mayfujii@sr-fujiioffice.com

URL <http://www.sr-fujiioffice.com>

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
藤井真由美